

保護者様

平成28年7月15日

千葉県立佐倉南高等学校長 中原 章子

### お子様の長期休業中の生活について

向暑の候、保護者の皆様にはますます御清栄の事と存じます。日頃より本校の教育活動に御理解・御協力を賜り誠に有難うございます。

さて、夏季休業（7月21日～8月31日）を目前に控え、御家庭でもお子様の夏休み中の生活について、お話し合いをされていることと思います。この時期は誘惑も多く、開放的な気分から生活のリズムも崩しがちです。

つきましては、夏季休業中のお子様の生活と行動にはこれまで以上の関心をお寄せいただき、事件や事故に巻き込まれることなく、安全に過ごしていただくために、下記の事項につきまして御留意・御配慮をお願い申し上げます。

記

#### 1 夏休みを計画的に過ごす

学習や家族でのイベントなどの計画を立てて、有意義に過せるよう御指導をお願いします。

#### 2 学習について

終業式にお渡しする成績表を御覧の上、不振科目の解消、進路の選択・決定について十分な話し合いをお願いいたします。

#### 3 休業中の登校について

部活動や進路、文化祭準備等で登校する際には、制服着用となります。なお、Tシャツだけ、ズボンのまくり上げ、スカートを折る、Yシャツを出すなど着崩しはさせないように御指導ください。

#### 4 交通安全について

夏休みは、高校生のバイク・自動車・自転車による事故が増加します。本校では、運転免許の取得は禁止しています。趣旨を御理解の上、御協力ください。

また、昨年度6月1日より道路交通法が改正され、自転車への取り締まりも厳しくなっています。危険行為（信号無視、一時不停止、ブレーキなどの整備不良、右側通行、イヤフォンなどをつけたままでの運転、傘差し運転など）を繰り返すと、自転車講習を自費で受講しなければならなくなります。

夏の交通安全運動 7月10日（日）～7月19日（火）  
スローガン：ゆっくりと マナーをのせて ふむペダル（千葉県交通安全対策推進委員会）

#### 5 旅行・キャンプ・登山・水泳などについて

遠距離の旅行に関しては、事前に旅行届を担任へ提出してください。（片道101km以上のJRの利用については学割の適用になります。）

登山・キャンプなどの危険を伴う活動については、事前計画をしっかりと立て、無理のない日程で実施するとともに、周到な準備により安全対策がとれるようにさせてください。

水の事故も大変多い時期です。海やプールへ行く際は体調管理をしっかりとするとともに、安全に配慮した行動が取れるようにご指導をお願いします。

#### 6 休業中のアルバイトについて

アルバイトについては原則禁止ですが、長期休業中は許可制になっております。無断で実施することがないようにしてください。社会勉強になるという反面、高校生にふさわしくない行為を覚え、学校生活を疎かにする危険性もあります。時間帯・日数等には特に御注意下さい。

#### 7 多機能電話（スマートフォン）の使用について

近年、中高生の多機能電話に係わるトラブルが多発しています。具体的には次のような事例です。

- （1）出会い系サイトで知り合った相手から被害を受ける。  
（被害者の約8割が18歳未満の女子児童生徒）
- （2）ブログ・プロフ・ライン・ツイッターなどSNSを通しての誹謗・中傷が、いじめの温床となります。
- （3）インターネット上に個人情報や不適切な画像が流出する。
- （4）インターネット上の不適切なサイトを閲覧し、架空請求を受ける。

このような被害から、お子様を守るために次の3点に留意し、御指導ください。

- ①携帯電話について正しい使い方や危険性について、家族で話し合い使用上の約束を決める。
- ②子供がどのような使い方をしているか定期的に確認する。
- ③有害なサイトには接続できないようにフィルタリングサービスを利用する。  
（各携帯電話契約会社に御相談してください。）

#### 8 生活全般について

夏休み中は、開放感から問題行動が発生しやすいので注意してください。

具体的には、飲酒・喫煙・窃盗・万引・不純異性交遊・暴力行為などです。また、今年度に入り「危険ドラッグの使用」で補導される件数が増加しています。毎日の生活で変化がないか確認をよろしくお願ひします。

※お子様の交友関係や外出先をよく掌握してください。特に夜間外出には御注意ください。青少年の午後11時より午前4時までの外出は条例で禁止され、補導の対象となります。

※夏祭りや花火大会などのイベントに参加する場合は、行き先と参加者、帰宅時間などをご家庭で確認し、お子様の行動の掌握をお願いします。

#### 9 選挙活動について

公職選挙法が改正され、18歳から選挙で投票できるようになりました。18歳に引き下げられた趣旨をご理解の上、責任を持った投票ができるようにご家庭でもご指導お願いします。18歳未満での選挙活動や金銭の收受、メールによる選挙活動は違反行為になりますのでくれぐれもご注意ください。

#### 10 その他

※また、健康診断の結果により治療すべきものは医療機関で治療を受けさせてください。

◎万一、事故が起きたり、病気・怪我で入院するような事態になった場合には、  
すぐに学校に連絡してください。

学校連絡先	〒285-0808 佐倉市太田1956
	☎ 043-486-1711
	FAX 043-486-1087
	担任

その他の機関の相談窓口

①24時間子供SOSダイヤル（全国共通） 0120-0-78310

②千葉県子どもと親のサポートセンター（月～金：8：30～17：15）  
いじめ相談については、24時間・休日も受付

0120-415-446

③子どもの人権110番（全国共通）  
千葉県法務局内 月～金：8：30～17：15

0120-007-110

④ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター） 月～金：9：00～17：00

0120-783-497

⑤千葉いのちの電話（24時間）

043-227-3900

⑥チャイルドライン千葉（月～土：16：00～21：00）

0120-99-7777

職員一同、生徒全員が新鮮な気持ちで新学期（9月1日）を迎えられるよう願っております。